

2020年9月14日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面(3)

申立人(以下「組合」という。)は標記事件について以下の通り主張する。

第1 府労委の求釈明について

申立人は、2020年8月20日付け大阪府労働委員会(以下「府労委」という。)からの求釈明に対して下記の通り答える。

1. 「被申立人準備書面(2)1頁1(3)における、2月17日、被申立人田中総務部長から、被申立人を訪れた申立人竹林特別執行委員に対し、団体交渉を生野区民センターにおいて開催する理由を口頭で説明した旨の記載について、事実の認否を行うとともに、必要に応じて適宜反論反証してください」との求釈明について

2020年2月17日、組合からは■■■■特別執行委員と■■■■書記長が学校法人プール学院(以下「学院」という。)を訪問し、団交前の折衝を行う予定としていた。しかし、学院からは■■■■総務部長を含む3名の職員が対応し、■■■■事務局長は不在であり折衝には応じられないとの発言があった。一連のやりとりは学院の門前で行われ数十分程度であったが、■■■■総務部長から団交を学外で行う理由の説明はなかった。仮にそのような説明を行ったとすれば、団交においてその説明に基づいて協議を行っているはずだが、団交ではその理由を示すこともなく「お答えできない」と一切の回答を拒否しているだけである。

2. 「被申立人準備書面(2)2頁2(1)の記載について、事実の認否を行うとともに、必要に応じて適宜反論反証してください」との求釈明について

学院の回答が文書の読み間違いによるものか組合は不知である。しかし、その後の団交でのやり取りで組合が決定事項としての説明かと質問したことに対し

て明確に「既に決定した」と回答している（乙第2号証18頁15行目、甲第17号証14頁7行目）。このことから、回答責任者である■■■■氏は読み間違いではなく、賃金削減は決定事項であるという認識で団交に臨んでいることが明確である。また、学院は給与表の改定が行われていないのであるから決定事項ではない、と組合が発言していることをもって、決定事項ではなかったと主張するが、これは賃金削減の撤回を要求する組合の今後の労使協議により変更が可能であるはずだという認識を示したものであり、学院は決定事項であるとの回答を撤回していない。

学院が行なった賃金削減に関する本件団交における説明は曖昧な回答に終始しており、以下に要約する。

2019年11月に行われた非常勤講師への説明は口頭でのみ行われ、本件第1回団交においても同様に口頭で読み上げられ（乙第2号証17頁、甲第17号証13頁）その際、決定事項であると回答したことは上記の通りである。

本件第2回団交では、賃金削減を決定したとする3月12日付文書（甲第13号証）を非常勤講師に送付したことを回答している（乙第3号証3頁、甲第18号証2～3頁）。組合はどのような経緯で決定したとするのか改めて確認したところ、賃金改定については常務理事会で決める必要があり、10月下旬に決定したと回答した（乙第3号証8頁、甲第18号証7頁）。組合はその決定は非常勤講師に説明する原案の決定ではないのかと質問したことに対し、学院は回答していない。代わりに、11月の説明会で意見を聞き、最終的に決定したと回答した。しかしながら、出席した組合員らは意見を聞く態度が見られなかったことを指摘するなど（乙第3号証9頁、甲第18号証9頁）、学院の説明を決定事項として捉えざるを得なかった（乙第3号証11～12頁、甲第18号証11頁）。

一方、学院は原案の決定は2月下旬か3月に行われた常務理事会で常務理事3名（■■■■、■■■■理事長兼校長、短大■■■■学長）が行なったと回答した（乙第3号証11頁、甲第18号証10頁）。

以上のように団交において回答されたことは、組合がその不確定さを追及する中で賃金削減は検討事項であり、非常勤講師への意見聴取および組合との団交を経て決定したと辻褄を合わせているだけである。仮に検討事項に過ぎなかったとすれば、本件団交において誠実に合意を目指して協議をすべきであったのに、学院は決定事項であるという姿勢で協議を拒否する対応を繰り返したのである。

また、準備書面（2）2頁2（2）において、本件第1回団交後、賃金削減に

ついて再度検討し3月2日の常務理事会で原案通りに実施することを決定したとも主張するが、組合は団交上でこの常務理事会の開催予定については知らされておらず、削減案の協議を続けることを確認して第1回団交を終えたのである（乙第2号証31頁、甲第17号証23頁）。辻褄あわせに後から出された主張の真偽は不明である。賃金削減を決定したとする2020年3月4日に行われた常務理事会の議事録あるいは常務理事会で決定された証拠の提出を求める。

このように賃金削減案に関する学院の本件団交での回答は不誠実であり、団交拒否の不当労働行為に該当するものであった。

3. 「乙第2号証及び第3号証の団交議事録の、甲第17号証及び第18号証を修正した部分（赤字部分）について、内容に異議があるか否かを述べるとともに、異議がある場合はその部分を特定して述べてください。また、そのことを証するのに必要であれば音源を書証として提出してください」との求釈明について

乙第2号証及び第3号証の団交議事録による甲第17号証及び第18号証の修正に異論はない。

## 第2 学院側準備書面（2）に対する反論および主張

学院は賃金削減に関して非常勤講師の意見聴取を11月の説明会において行ったとする。しかしながら、その実態は書面もなく口頭での説明にとどまるなど、意見聴取とは程遠いものであった。また、本件第2回団交終了後、2020年3月26日、学院は全非常勤講師に対して「意見書提出のお願い」（甲第19号証）という文書を発出した。就業規則および給与表の改定を労働基準監督署（以下、「労基署」という）に提出するにあたり必要とし、全非常勤講師に送付している。労基署に提出する意見書は本来、労働者代表が記載することとなっており、どのような意図をもって全非常勤講師の意見を求めたのか全くわからず、学院が団交で意見聴取は行ったと回答してきたことと矛盾するものである。その後、どのような意見書が労基署に提出されたのか不知であるが、そもそも、学院は適正な形で労働者代表を選出していないことが明確であるのだから、この賃金削減にかかる一連の行動は労働組合軽視のみならず、その適正さに疑義がある。

どのような意図をもって、「意見書提出のお願い」を送付されたのか釈明を求める。

以上